

# 紀の木



和歌山市管工事業協同組合



URL <http://www.w-kankoji.com>  
E-mail:wakayama@w-kankoji.com

## 熊野古道 大門坂

熊野古道は、熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）に通じるための道です。京都と熊野三山を結ぶ熊野古道には、美しい自然や史跡、石碑、熊野十九王子を祀る神社が点在している。大門坂は熊野那智大社などに続いている。坂の入り口から樹齢800年の杉が立ち並び、石燈が昔のままの姿を残す。坂を登ると那智の滝が見られ、熊野古道で最も美しいと言われている神秘的な道です。

## - 目次 -

平成17年度の改正税制のポイント	1
役員会報告	3
組合の動き	5
青年部の動き	7
お知らせ	9
雑学の泉	10
編集後記	11



## 税制改正について

# 平成17年度 改正税法のポイント

西岡会計事務所 所長

西岡 義高

(組合顧問税理士)

平成17年度の改正は、依然としてデフレ状況から脱却できず、経済の減速感がつかめない状況であり、一方巨額の財政赤字の縮小に向けての配慮もあり増減税が交差する様相を呈しています。いずれにしろ抜本的な改正は、次年度以降の持ち越される形となりました。それでは次に中小企業に関する改正点を中心に説明していきましょう。

### I 中小企業・ベンチャー税制

#### 1. 人材投資促進税制の創設

企業が支払う従業員研修費等人材投資促進税制が創設されます。

##### ① 基本制度

青色申告法人が社員等を対象に支出した「教育訓練費」の額が、その法人

の直前2事業年度の教育訓練費の平均額を超える場合には、3年間の時限措置として、その越える部分の金額の25%相当額の税額控除を認めるものです。(但し、当期法人税の10%相当額が限度)

##### ② 中小企業の特例

青色申告法人で中小企業者等については、上記に代えて、適用事業年度の教育訓練費の総額をベースに次の控除率による税額控除が認められます。(但し当期の法人税額の10%相当額が限度)又、法人住民税においても適用されます。(図1・図2)

これらの措置は平成17年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

図1 中小企業者等に対する税額控除率

教育訓練費増加率	控除率
40%以上	20%
40%未満	教育訓練費増加率×0.5

※教育訓練費増加率の算出方法

$$\text{当期の教育訓練費の額} - \frac{\text{直前2事業年度の教育訓練費の平均額}}{\text{直前2事業年度の教育訓練費の平均額}}$$

図2 計算例

## 計算例

当期の教育訓練費 … 145万

直前2事業年度の平均額 … 100万円

$$\text{増加率} \Rightarrow (145 - 100) / 100 = 0.45 \\ (40\% \text{以上})$$

税額控除率 ⇒ 20% (税額控除率表より)

$$\text{税額控除額} \Rightarrow 145 \text{万円} \times 20\% = 29 \text{万円}$$

**〈教育訓練費の具体例〉**

○講師・指導員等経費

…社外講師・指導員料

○教材費

…研修用の教材プログラムの

購入費

○外部施設使用料

…外部施設・設備の借上料、

利用料

○研修参加費

…従業員の教育訓練上必要なもの  
として指定した受講費用

○研修委託費

…講師・教材を含め研修全体を  
外部に委託する場合の費用**2. 中小企業等基盤強化税制（特別償却  
制度等の設備投資減税）の拡充**

①適用対象に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（仮称）」に定める経営革新計画又は異分野連携新事業分野開拓計画（仮称）に従って中小企業者が取得する機械装置が加えられます。

②適用対象に「中小企業の新たな事業活

動の促進に関する法律（仮称）」に定める一定の中小企業者が設立5年以内に取得する機械装置が加えられます。

**3. 中小企業者等に対する同族会社の  
特別税率の不適用制度**

次の事業年度が対象に加えられます。

①中小企業者に該当する同族会社の設立  
10年以内の各事業年度

②「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（仮称）」の経営革新計画の承認を受けた中小企業者の経営革新のための事業を実施している各事業年度

**II 個人課税関係****— 定率減税の縮減等 —**

個人の所得税・住民税に導入されている定率減税の額が図3のように引き下げられます。

尚、適用時期に関しては、所得税については平成18年1月から、個人住民税については平成18年6月徵収分からとなります。

**図3 定率減税の縮減****● 所得税**

改 正 前	
所得税額の20%相当額	※ 上限25万円



改 正 後	
所得税額の10%相当額	※ 上限12.5万円

**●個人住民税**

改 正 前	
所得税額の15%相当額	※ 上限4万円



改 正 後	
所得税額の7.5%相当額	※ 上限2万円

# 役員会報告

## 12月度 定例役員会

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 1. 開催日時 | 平成16年12月14日(火) 午後5時30分より |
| 1. 開催場所 | 役員会議室                    |
| 1. 役員定数 | 理事12名、監事2名               |
| 1. 出席役員 | 理事11名、監事2名               |

議事の大要は次のとおり

### 第1号議案 年末年始の業務体制について

議長の命により事務局長より①本部については、12/29(水)～1/4(火)休日とする。②事業部は、12/29(水)～12/31(金)及び1/4(火)を交替勤務とする旨提案、全員賛成にて可決。

### 第2号議案 平成17年度の組合休日年間カレンダーについて

議長の命により事務局長より平成17年度の年間休日カレンダーを提案、全員賛成にて可決。

### 第3号議案 年末年始のあいさつ回りについて

議長の命により事務局長より年末年始のあいさつ回りの日程について提案、原案どおり全員賛成にて可決。

### 第4号議案 漏水修繕工事現場の安全パトロールの実施について

議長の命により事務局長より年末年始労働災害防止月間中でもあり①12月～1月中に実施すること。②実施日は労働安全衛生協議会に一任することを提案、全員賛成にて可決。

### 第5号議案 1月度の定例役員会の日程変更について

議長の命により事務局長より1月度の定例役員会の日程1/11(火)を1/12(水)にしたい旨提案、各役員の都合を聞いた結果1/13(木)とすることで全員了承。

#### 報告議題

事務局より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 組合員の異動（法定脱退）について  
岩井工業株 代表取締役 岩井寛二（廃業による）
2. 組合広報誌「紀の水」の発行について
3. 下請事業者への配慮等について（国土交通省、経済産業省）
4. 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取扱うに当たっての留意事項について
5. 永年勤続者表彰調査結果について
6. 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について（厚生労働省）
7. 平成17年度技能検定試験等実施日程（案）について

## 1月度 定例役員会

1. 開催日時 平成17年1月13日(木) 午後5時より  
 1. 開催場所 役員会議室  
 1. 役員定数 理事12名、監事2名  
 1. 出席役員 理事10名、監事1名

議事の大要は次のとおり

## 第1号議案 組合員資格の譲渡について

議長の命により事務局長より、現在組合員資格の譲渡について相続譲渡以外の譲渡は認めていないが、後継者がなく永年勤続した従業員に無償で譲渡する場合は、相続による譲渡と同様、認めてはどうかと提案、無償譲渡である旨、記入した書類を徵求すると云う条件で、全員異議なく可決。

## 第2号議案 雇用管理状況調査及び、事業定着調査（人材確保推進事業）の実施について

議長の命により事務局長より①別紙のとおりの内容で調査事業を実施すること、②調査の委託先を、紀の州コンサルティングとすることを提案、全員異議なく可決。

## 報告議題

事務局より以下の項目の報告があり全員異議なく了承した。

1. 組合員の異動（任意脱退）について 栗山組 代表者 栗山恵礼
2. 玉掛け業務に係る特別教育（法定）の開催について
3. 建設業法第15条第2号ハの規定による国土交通大臣認定者の更新について（国土交通省）
4. 技術検定合格証明の再交付における本人確認の徹底について（国土交通省）
5. 技能検定試験（建築配管）受験準備講習会の開催結果について（人材確保推進事業）

## 2月度 定例役員会

1. 開催日時 平成17年2月8日(火) 午後5時30分より  
 1. 開催場所 役員会議室  
 1. 役員定数 理事12名、監事2名  
 1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の大要は次のとおり

本日は議案はなく報告議題のみ

## 報告議題

事務局より以下の項目について報告があり全員異議なく了承した。

1. 新潟県中越地震義援金の御礼と報告について
2. 排水設備工事責任技術者試験制度等について
3. 平成16年度配管基幹技能者「認定講習会」申込状況について
4. 入札契約適正化法適正化指針の措置状況調査について
5. 公共工事品質確保法（案）について
6. 玉掛け業務に係る特別教育（法定）開催結果について
7. 平成17年度配水管工技能講習会について
8. 施工体制台帳活用マニュアルの改正について
9. 全管連ジャーナル紹介記事取材のための来組について

# 組合の動き

## 技能検定試験(建築配管)実技受験準備講習会を開催



熱心なバイス台でのネジ切り練習(会場:組合事業部)

去る1月10日に技能検定試験(建築配管)受験準備講習会が、組合事業部で開催されました。この講習会は、中小企業人材確保推進事業の一環として、(独)雇用・能力開発機構の助成金を活用して、平成16年度技能検定実技試験(建築配管)の受験申込みをされた方を対象に、実際の配管の組立・接合の練習を行う講習会でした。

当日の受講者は、1級2級を合わせて12名で、株白井商会の白井良忠氏が講師となって指導にあたりました。

この講習会は、職種の違いなどで受講者の技能の差が見られるのと、職場での仕事終了後の練習意欲の低下などがあり、組合員の講習会開催の要望に答えたものです。講師に指導してもらい、合同練習をする事により、作業の手順とポイントの把握ができ、合格への近道を目的として実施致しました。

技能検定試験(建築配管)は、鋼管・VP管・銅管を課題図どおりに作成する試験ですが、その中でも、钢管の切断とねじ切りは、手動式工具しか使用できない為、この钢管作業の時間をいかに早く終われるかが一番のポイントではないかと、講習を終えての実感でした。

我こそはと自信・興味のある方は、是非、一度挑戦してみて下さい。

## 「玉掛け業務に係る特別教育」に多数の組合員が参加



講習会の風景

去る2月2日、労働災害防止の一環として、建設業労働災害防止協会和歌山県支部による「玉掛け業務に係る特別教育」がプラザホープで開催されました。これは水道工事においても、吊上げ荷重1t未満のクレーン等(車両系建設機械バッ

クフォーも含む)の玉掛け作業に際し必要な資格であるため、昨今工事の元請からの資格者の配置を要請されたとの声に基づき、組合で参加の斡旋を致しました。今回の受講料は「厚生労働省委託事業」で助成されているため無料となり、組合員から70名余りの申込があり、先着順で50名の受講が実現致しました。今回受講出来なかった方は、組合より建設災害防止協会と交渉した結果、次回の開催時の受講にも同事業の助成金が適用されるようになりました。

組合では、これからも労働災害防止のための関連講習会の斡旋や取組みを行いますので、その際は是非積極的な参加をご検討下さい。

## 好事例企業訪問でバンドー設備工業株を見学

去る2月12日、中小企業人材確保推進事業の目的である雇用環境の改善の進んでいるモデルとなる企業訪問し、今後の取組みに生かす改善事業として、今回組合員企業である、バンドー設備工業㈱様を中小企業人材確保検討委員会7名が訪問致しました。

当社は昭和32年に設立、以来管工事業を柱とした総合設備業として、和歌山市を中心に県内、大阪方面にも営業エリアを持ち、現在は組合の理事としてご活躍されております坂東利仁氏が社長を務めておられます。

今回の企業訪問では、社長を始め木常務、坂東信幸氏のご出席を戴き、従業員の雇用管理、福利厚生につきまして社長とご担当の木常務より、ご説明をいただいた後、組合と意見交換を致しました。

従業員は現在25名で、営業・設計・事務・現場施工に従事しており、従業員の募集については、中途採用の即戦力になる人材を採用しているのが現状のこと。昨年は1級の管工事と土木の施工管理技士の有資格者と女性で2級建築士の有資格者を採用し、現在各部署の前線で活躍しております。

### ◆労働諸条件

就業規則	就業規則を策定し従業員に配布している
賃金	基本給と各種手当・職能資格手当支給
保険関係	社会保険等各種保険全員加入
休日	完全週休2日制(週40時間労働) (年間休日を策定し、従業員にカレンダー配布) 育児休暇制度導入
退職金	退職金規程有、特退共、中退共、適格年金加入
その他	表彰規程有・慰安旅行・忘年会・新年会

会社として、従業員の育成や人材の高度化にも力を注いでいる。毎日、朝礼の時に経営理念を説き、社内にスローガンの掲示をし、従業員に目的意識を持たせ



バンドー設備工業㈱本社前にて

ている。そして、従業員間での技術の継承、資格手当支給で資格取得の奨励をし、従業員の自己啓発を促している。又、若年者を対象に週一回の、土井会長を講師としての勉強会や相談会を開催、基礎的な知識の習得等、社内教育も実施しコミュニケーションの強化も図っている。

当社では、人材確保推進事業について、社内の資格取得の情報源に、組合からの全管連新聞や資格や講習会案内が、社内閲覧で活用されて、社員の自主的な資格取得に役立っていることと、従業員の永年勤続表彰で社内から推薦されることで、励みになり士気の高揚に繋がるとのご感想を頂きました。

今回の訪問を通して、当社は会社設立以来47年の間で、従業員の資質や福利厚生の向上、各種制度の充実に会社をあげて取組み、改善整備されていた。特に、就業規則の整備、完全週休2日制や退職金制度の充実、従業員の資格取得支援等は、現在の組合全体の視点でも高水準である。これは、長い期間での取組みの結果であるということを、今回訪問した人材確保検討委員は実感致しました。

今回の会社訪問につきまして、ご協力いただきましたバンドー設備工業㈱の社長をはじめ皆様方に、紙上を借りまして厚く御礼申し上げます。

# 青年部の活動

## 「エコ俱楽部探検隊」を開催



紀ノ川大堰前にて参加者全員による集合写真

この度、全国管工事業協同組合連合会青年部協議会より環境問題研究事業「エコ俱楽部探検隊」実施の募集がありましたので、現在、親組合が取組んでいます中小企業人材確保推進事業の改善事業の項目「雇用環境改善事業」の一環として実施する運びとなり、去る12月3日（金）に和歌山市内の小学生を対象として、水資源に接する施設の見学会を開催致しました。

この事業の目的は、子供達に水道施設等の見学をしてもらうことにより、生活に欠かせない水の大切さを勉強してもらうと共に、その水を供給する水道の設備の設置保全に携わる管工事業界の仕事について広く知ってもらうことで、実施しました。

参加小学校は、和歌山市教育委員会で募集して頂き、加太小学校と城北小学校の2校に決まり、見学施設は加納浄水場、水ときらめき紀の川館、中央終末処理場の3施設を見学しました。

参加人数は、加太小学校（生徒33名・

教員2名）、城北小学校（生徒35名・教員2名）で、案内役に青年部役員10名があたり、移動手段は、加太小学校と城北小学校の2校を交互に、1台の大型バスでの運行となりましたが、各案内担当者の適切な誘導と、車の渋滞にあわなかつた事で、予定していた時間内（8：00～16：30）に無事終了することが出来ました。

当日、加納浄水場では、浄水場の仕組み、原水が浄水になるまでの説明を、クイズを交えてわかりやすく教えてもらい、「へえー！紀の川の水を飲んでたんや～！」と驚きの声をあげる等、みんな興味を持った



加納浄水場で説明を聞く生徒達



水ときらめき紀の川館でのビデオ説明

て聞き入っていました。水ときらめき紀の川館では、「紀の川大堰の役割」のビデオの上映があり、その後は自由行動で、展示ホール・操作室・屋上などを見学しました。最後は外に出て、魚の種類によって好きな道を選べるようにつくられた3種類の魚の通り道である「魚道」と、アユの遡上を真横から観察することができる、魚道観察室を見学しに行きましたが、時期外れの為、魚を見られなかつたのが残念でした。最後の中央終末処理場では、「下水道ものがたり」のビデオを見て、その後、沈殿池を見学しながら、水がきれいになっていく仕組みなどの説明を聞き、見学会は終了しました。

この施設見学を通じ、①水道と私たちのくらし②水が家庭に届くまで③水道の仕事などを学んでもらいましたが、もっと多くの子供達にも理解して頂けるよう、これからも続けていきたいと思います。

後日、小学生より感想文を頂きましたので、ご紹介させて頂きます。



魚道観察室での見学…しかし魚は？

## 加納浄水場

この度は、浄水場を見学させていただきまして、ありがとうございました。案内してくれたお方は、お忙しい中ありがとうございました。浄水場のことば良く分かって勉強になりました。例えば、水は貴重な物だということや、蛇口をひねる前までいろいろな苦労が積み重ねてきたことが良く分かりました。浄水場を見学するのは、貴重なことなので、もっと長くいたかったのですが、いてれませんでした。浄水場を見学させていただきまして本当にありがとうございました。

加太小学校4年1組 小浦 洋和

## 水ときらめき紀の川館

12月3日(金)は見学させてもらって、ありがとうございました。話とかを聞いていると、アユが卵を産んだらもう死んでいくと言うのを聞いてビックリしました。そこで弁当を食べて、空気が良かったので、おいしく食べられました。

中に入ってビデオも見せてもらって、本当に楽しかったです。また、行く機会があったら行きたいですね。

城北小学校4年1組 森阪 真美

## 中央終末処理場

12月3日は、中央終末処理場へ行かせてもらって、ありがとうございました。最初のビデオを見て、油はそのまま流してはいけないと分かりました。お母さんにやってないか聞いたたら、紙でふいてるよと言いました。

加太小学校4年1組 清水 万輝

**お知らせ**

独立行政法人 雇用・能力開発機構の助成金のご案内

## 事業主の負担が軽減される キャリア形成促進助成金制度について

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対しての助成金です。

組合員各位の関連事項と致しましては、事業主が雇用保険の被保険者である従業員に対して計画的な職業訓練を実施した場合に、事業主が負担した訓練経費や受講期間中に支払った賃金の一部と、技能検定の職業能力評価を従業員が受ける際に、事業主が負担した職業能力評価の受検費用と評価期間中のその雇用する労働者に支払った賃金の一部等が助成されます。

以下、給付金の支給要件をご紹介します。受給についての事業主の要件と手続き、各給付金の支給額等の詳細は組合事務局迄お問合せ下さい。

### キャリア形成促進助成金支給要件（関連事項抜粋）

#### 1) 訓練給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して目標が明確であり、職業に必要な専門的な知識若しくは技能を習得させるための職業訓練、配置転換（人事異動・昇進昇格・中途採用・出向）により新たな職務に就かせるために必要な職業訓練又は定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練を受けさせること。

なお、職業訓練は1コースあたりの実訓練時間が延べ10時間以上あることが必要で、OJT等は対象外です。

#### 2) 職業能力開発休暇給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の申し出により、教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルティング推進給付金の対象となるキャリア・コンサルティングに限る）を受けるための職業能力開発休暇を与えること。

#### 3) 職業能力評価推進給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力評価を受けさせること。

#### 4) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金

#### 5) キャリア・コンサルティング推進給付金

以上



## ★ おトイレのお話 ★

今回は私たちの仕事に關係の深いトイレのお話です。

## ■ 水洗トイレは常識？

最近のトイレは清潔できれいになりましたね。冷暖房、小型テレビまで付いているトイレもあるとか、昔ながらのおつりのくるトイレは本当に少なくなりました？…ってほんと？

実はまだまだ！…

現在日本の公共下水道普及率は50%を超えるぐらいで、それを補助する浄化槽設備も20パーセントほど、これから考えると日本では約3,000万人を超える人が水洗トイレを使用していないということになります。

最近では水洗トイレの普及率の上昇が緩やかになってきていて、水洗にすることが難しい地域が残っていると考えられます。

水洗以外で安価な有効的な衛生的トイレを発明すれば業界ノーベル賞ですよ！

## ■ サニスタンドってご存知！

皆さんはサニスタンドってご存知ですか？サニスタンドは小便器のことなのです。しかも主に女性用の小便器（立ち小便器）なんですよ。

アメリカの女性がナイロンストッキングを履き始めた頃に使われ出したのがはじまりといわれています。当時のストッキングは、まだ質が悪く、ふつうの洋式便器にすわると伸びたり電線したりしたので中腰の姿勢で用をたす習慣に合わせて生まれたのが“サニスタンド”です。

日本でも昭和20年ごろから20年間くらいは発売されていて、東京オリンピック当時、会場の国立競技場にも設置されていたとか…今は見かけませんがおもしろい物ですね。

## ■ 外国は洋風便器？

日本古来の便器といえば和風便器、これも最近の新築では少なくなってきたが、外国では洋風便器が主流でなかなか外国人が日本のしゃがみ式の便器は苦手で使用できないと聞きます。ところが実は世界全体からすれば圧倒的にしゃがみ式便器を使用している人口が腰掛け式よりも多いのです。

近年、腰掛け式の発祥地はヨーロッパです。それ以前では原始時代より人間はしゃがんで用をたしていたのでしょうか。ヨーロッパ人が各地に移り住み腰掛け式文化を広めましたが現在のヨーロッパ圏、アメリカ圏など限られた地域でしか腰掛け式文化はありません。

中東、アフリカ、中国など世界人口の多くを分布する地域は日本と同じでしゃがみ式文化のままなのです。

「外国は洋風便器」って思い込むのはどうも間違いのようです。良くも悪くもトイレ文化まで急激に変わっているのは世界の中で日本だけのようですね。

## ■ 水洗トイレのJIS規格

日本の水洗便器は事細かにJIS規格で決められていることをご存知ですか？

外国では考えられないようなことまで性能を追求しているようです。その結果最近の陶器製便器は表面の劣化、ひび割れなんかは殆ど見たことが無いですね。さすがに日本製だといえます。

JISには水洗便器の排水能力試験があるそうです。それはJISで規格されたトイレットペーパーを76cmに切り、これを5~7cmの球状に緩く丸めたものを7個便器に入れてさらに水面のふちに特殊なインキを塗りこの状態で水を流して完全に排出され、しかもインキ跡が残ってはならない、といった試験らしいですよ、きびしそうですね…。

## 編集後記

毎年4月は、年度が変わる月。国も地方も新しい年度が始まります。学校では新学期が始まりますし、当組合も新しい年度が始まります。改正された税制も4月から変わります。当春期号では、今年度改正された税制について組合員の皆様に関係のある項目を中心、当組合の顧問税理士の西岡義高先生にご出筆をお願い致しました。

まして多大の評価を頂きましたので、より一層どの団体よりも早く皆様方のもとに情報を提供させて頂きたいと思っています。

次号では、総会特集を予定しています。又、組合員の皆様からのご寄稿を心からお待ち致しています。

編集委員一同

本年2月に実施致しました、中小企業人材確保推進事業として「雇用管理状況調査」、ならびに「事業定着調査」には組合員の皆様のご協力を得まして、報告書のとおりの結果を得ることが出来ました。新年度の事業計画には、大いに参考にさせて頂きたいと思っています。又、資格関連の情報提供につき



## ■組合だより 紀の水

●発行 和歌山市管工事業協同組合

理事長 山本昌彦

●編集 編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12  
TEL (073) 436-6801  
FAX (073) 436-6804  
URL <http://www.w-kankoji.com>  
E-mail: wakayama@w-kankoji.com